

答申第 830 号

情公第 2684 号

令和 8 年 1 月 6 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 12 月 5 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（その 9）（諮問第 893 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人からの令和4年8月21日付け行政文書公開請求に対して行った行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表2の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年8月21日付で、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年8月31日付で、別表1の「処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年10月6日付で、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 道水路等境界調査復元に関する文書を撮影した上で請求したにもかかわらず、実施機関は「文書の不存在」として、他の請求文書と共に非公開にしている。
- (2) 実施機関は、請求内容に沿う文書は物理的不存在であると、経緯を隠ぺいして主張している。
- (3) 実施機関は文書を偽造し、虚言事象を創作している。

## 4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

- (1) 不存在の文書について

別表1の請求4に係る文書について、特定市長に申請した文書は存在せず、申請書に添付した添付書類も存在しない。なお、執務室内とPDF集積

ファイルを含む保存文書を探したが存在しなかった。

## (2) 一部非公開とした文書について

別表1の請求1、2、5、6及び7に係る文書に記載された個人名、住所、印影又は個人の写真像は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、また、公開されることにより個人に不利益を生じるおそれがあるため条例第5条第1号本文に該当するとして非公開とした。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 文書不存在を理由に非公開とした処分の妥当性について

実施機関は、別表1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求のうち、請求4について、当該請求に係る対象文書は、執務室内等を探索したが見当たらないなどとして、文書不存在であることを理由に非公開決定を行っている。

当審査会が当該請求に係る行政文書公開請求書の記載内容を確認したところ、当該請求は平成10年に神奈川県が特定市へ申請したとされる「道水路等境界調査」に関する行政文書（以下「境界調査関連文書」という。）の公開を求めるものと認められる。

この点、当審査会は過去に境界調査関連文書に係る非公開決定の妥当性について、令和7年6月4日付け答申第810号（以下「答申第810号」という。）で判断を行っている。

答申第810号は、「当審査会が実施機関に確認したところ、境界調査関連文書は仮に存在したとしても、その保存期間は実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（略）の別表に規定する『県有財産の処分又は管理に関するもの』であるとして、10年保存文書に該当するとの説明があった。本件請求内容を踏まえれば、境界調査関連文書は県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に関する文書と認められることから、これを『県有財産の処分又は管理に関するもの』として10年保存文書に該当するとした実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。」とした上で、「平成10年から既に10年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和2年10月16日）においては、境界調査関

連文書の保存期間は満了していたことになる。」として、実施機関の非公開決定を妥当と判断している。

本件審査請求においても、本件請求時点（令和4年8月21日）で既に保存期間は満了しており、また、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が請求4に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

## （2）非公開情報該当性について

実施機関は、別表1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求のうち、請求1、請求2、請求5、請求6及び請求7について、別表2の「特定した行政文書」欄に掲げる行政文書に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性について検討する。

### ア 請求1について

当審査会が確認したところ、標記請求に係る行政文書は、土地所有者が提出した土地境界確認書及び境界確認時の写真であると認められる。

実施機関は当該行政文書中、(ア)直筆で記載された土地所有者の氏名及び住所、(イ)土地所有者の印影、(ウ)「境界表示図」に記載された土地所有者の氏名及び(エ)境界確認に立ち会った人物の写真像及び氏名を、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としているから、非公開情報ごとに検討を行う。

#### （ア）直筆で記載された土地所有者の氏名及び住所について

標記情報は、「土地所有者・住所・氏名」欄に直筆で記載された土地所有者の氏名及び住所であると認められる。

この点、当審査会は、過去に標記情報の非公開情報該当性について、令和7年9月30日付け答申第818号（以下「答申第818号」という。）で判断を行っている。

すなわち、「直筆で記載された特定地番の土地所有者の氏名及び住所は、条例第5条第1号本文に規定する『個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの』に該当

することは明らかであり、また、不動産登記法の規定に基づいて何人も請求できる登記事項証明書によても、土地所有者がどのような筆跡であるかという情報までは知り得ない以上、当該情報は同号ただし書アに規定する『法令又は条例（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報』には該当せず、また、同号ただし書イからエまでに規定する情報にも該当しないことは明らかである。」と判断している。

本件審査請求において、上記判断を覆すに足りる新たな事情は認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 土地所有者の印影について

標記情報は、「印」欄に押印された土地所有者の印影であると認められる。

この点、当審査会は、過去に標記情報の非公開情報該当性について、答申第818号で判断を行っている。

すなわち、標記情報は「個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない」と判断している。

本件審査請求において、上記判断を覆すに足りる新たな事情は認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(ウ) 「境界表示図」に記載された土地所有者の氏名

標記情報は、土地境界確認書中の「境界表示図」に記載された複数の土地所有者の氏名であると認められる。

標記情報は特定の個人の氏名であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるものの、各個人の氏名にはその所有する

土地の地番が併記されていることから、標記情報は、不動産登記法第119条第1項の規定に基づいて何人も交付請求できる「登記事項証明書」に含まれる情報として、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令又は条例（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」に該当する。

したがって、実施機関は標記情報を公開すべきである。

(イ) 境界確認に立ち会った人物の写真像及び氏名

標記情報は、実施機関が実施した境界確認に立ち会った人物の写真像及び氏名であると認められる。

この点、当審査会は、過去に標記情報の非公開情報該当性について、答申第818号で判断を行っている。

すなわち、標記情報は「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する」とし、また「同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない」と判断している。

本件審査請求において、上記判断を覆すに足りる新たな事情は認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ 請求2について

当審査会が確認したところ、標記請求に係る行政文書は、特定地番について作成された用地実測図であると認められる。

実施機関は当該行政文書中、(ア)直筆で記載された土地所有者の氏名及び住所、(イ)土地所有者の印影を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としているから、非公開情報ごとに検討を行う。

(ア) 直筆で記載された土地所有者の氏名及び住所

標記情報は、「土地所有者住所」及び「氏名」欄に直筆で記載された土地所有者の氏名及び住所であると認められる。

この点、当審査会は、過去に標記情報の非公開情報該当性について、答申第818号において、上記5(2)ア(ア)で引用したとおり判断している。

本件審査請求において、上記判断を覆すに足りる新たな事情は認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 土地所有者の印影

標記情報は、「認印」欄に押印された土地所有者の印影であると認められる。

この点、当審査会は、過去に標記情報の非公開情報該当性について、答申第818号において、上記5(2)ア(イ)で引用したとおり判断している。

本件審査請求において、上記判断を覆すに足りる新たな事情は認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ウ 請求5について

当審査会が確認したところ、標記請求は平成28年5月26日付けの住宅営繕事務所長名で発出された文書であると認められる。

実施機関は、当該行政文書に記載された個人の氏名を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

この点、標記情報は個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない。

以上のことから、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

エ 請求6について

当審査会が確認したところ、標記請求に係る行政文書は、特定地番について作成された平面図であると認められる。

実施機関は、当該行政文書に記載された土地所有者の氏名を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

この点、当該情報は特定の個人の氏名であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される

情報であることは明らかであるものの、各個人の氏名にはその所有する土地の地番が併記されていることから、標記情報は、不動産登記法第119条第1項の規定に基づいて何人も交付請求できる「登記事項証明書」に含まれる情報として、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令又は条例（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」に該当する。

したがって、実施機関は当該情報を公開すべきである。

#### オ 請求7について

当審査会が確認したところ、標記請求に係る行政文書は、特定地番について作成された求積図であると認められる。

実施機関は、当該行政文書のうち、当該行政文書を作成した土地家屋調査士の氏名及び印影を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

この点、当該土地家屋調査士が個人事業主として当該行政文書を作成したものである場合には、条例第5条第2号（法人等に関する情報）該当性を検討することになるが、当該行政文書の記載内容を確認する限り、当該行政文書は当該土地家屋調査士が特定団体の一構成員として作成したものと認められることから、その氏名及び印影は、条例第5条第1号本文（個人に関する情報）該当性を検討すべきものとなる。

そして、当該氏名及び印影は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって特定の個人が識別されるものと認められ、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
1	<p>神奈川県知事（以降「神奈川県」という。）は、特定市が管理している道路、河川、水路等に接する土地との境界を明らかにするため、杭が設置されている所は「復元」に該当しない（下記 2 項の通り）にも関わらず、道水路等境界復元（平成 10 年 4 月 20 日付）を申請し、受理され竣工しているが、本件請求者に「復元に該当しない」と指摘されていた。「神奈川県」は、特定市各機関と共に平成 22 年 7 月 29 日午後 7 時 30 分から、特定町内会館での説明会に於いて「神奈川県」は設置されていた K 4 鉄錐杭を抜いて、同じ位置に K 4 石杭を新設した」「抜いた K 4 鉄錐杭の位置に新設した石杭を戻す」と言ったが戻さなかった。請求者は神奈川県に赴き「神奈川県」が保管する文書と写真（特定法人が、K 4 石杭を新設したと作成した写真を写した）「平成 10 年 5 月 25 日付文書一式（閲覧後希望により写し必要）の開示を求める」</p>	一部公開決定（第 5 条第 1 号本文該当）
2	<p>境界杭が設置されていることから道水路等境界復元工事は必要としなかったにも関わらず「神奈川県」は申請し、平成 10 年 7 月 31 日竣工させている文書の不存在による不開示が行われていますが、『神奈川県』の隠蔽行為を目視していることから理由が不可解。境界調査は、境界が未確定なときに、関係土地所有者と立ち会いをして境界を確定する「境界明示」と、境界はすでに確定しているが不明確になったときに、再度確認する「境界復元」がありますが、境界杭が設置されていることから、境界はすでに確定しているが不明確になった時に確認するのが「境界復元」ですから「境界復元」は該当しませんね。「神奈川県」は設置されていた K 4 鉄錐杭を抜き、同一の位置に K 4 石杭を新設したが、元の K 4 鉄錐杭のところへ戻す。と説明会まで開催していることから、境界杭が設置されていたことは明白。「K 4 石杭に対し境界点が明示された公図の開示」</p>	一部公開決定（第 5 条第 1 号本文該当）

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
3	「神奈川県」が申請した。特定市特定地番所有地内の道水路等境界調査復元の申請は、事前に測量し、K 3 鉄錆杭とK 4 鉄錆杭間に朱線を引き、土地境界確認書を特定地番所有者と取り交わした上で、特定市長に申請している。「神奈川県」はK 4 鉄錆杭を抜いて、請求者の所有地を取り込んで新K 4 石杭を設置している上に、「神奈川県」は、既設K 4 鉄錆杭を斜線 (/) で抹消した土地境界確認書を開示していることから、請求している土地境界確認書の不存在はあり得ない。条例第9条1. 市長は「道水路等と道水路等以外の土地との境界に係る証明を求められた場合は、第7条第1項の境界調査図に基づき、証明書を交付することができるにより、特定市長が申請者（神奈川県）に土地境界確認書と境界調査図の写を交付し、神奈川県は受領されている。土地境界確認書と境界調査図写の開示	公開
4	道水路等境界復元（平成 10 年 4 月 20 日付）申請に際し、事前に作成したという敷地調査図の開示。同敷地調査図が記録され、事前に交わしたという土地境界確認書の開示。	非公開（文書不存在）
5	平成 28 年 5 月 26 日付で、県土住宅営繕事務所長が開示した文書写しの開示を求める	一部公開決定（第 5 条第 1 号本文該当）
6	平成 13 年 9 月埋設物調査を行った用地実測図写の開示。	一部公開決定（第 5 条第 1 号本文該当）
7	平成 30 年 9 月 10 日に本件敷地内調査を行った用地実測図写の開示。	一部公開決定（第 5 条第 1 号本文該当）

別表 2

請求	特定した行政文書	公開すべき情報
1	平成 10 年 5 月 25 日付け県有地と民地の土地境界確認書及び境界立会写真	「境界表示図」中の土地所有者の氏名
2	平成 10 年 9 月作成の用地実測図・求積図	—
3	平成 10 年 5 月 25 日土地境界確認協議書	—
5	平成 28 年 5 月 26 日付け住宅営繕事務所長名文書	—
6	平成 13 年度特定団地測量調査 平面図	土地所有者の氏名
7	平成 30 年 9 月 27 日付け求積図	—

別 紙

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 12 月 9 日 (收受)	<input type="radio"/> 諮問
令和 7 年 11 月 28 日 (第 255 回部会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年 12 月 19 日 (第 256 回部会)	<input type="radio"/> 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
鍔 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和8年1月6日現在) (五十音順)